

自治体を野球のバッターに例えれば  
今、まさに  
真ん中高めの絶好球が  
投げられようとしている

それを打つのか見逃すのか  
そもそも  
バッターボックスに入るのか

少なくとも  
その判断だけは  
早急に決断することが  
求められている

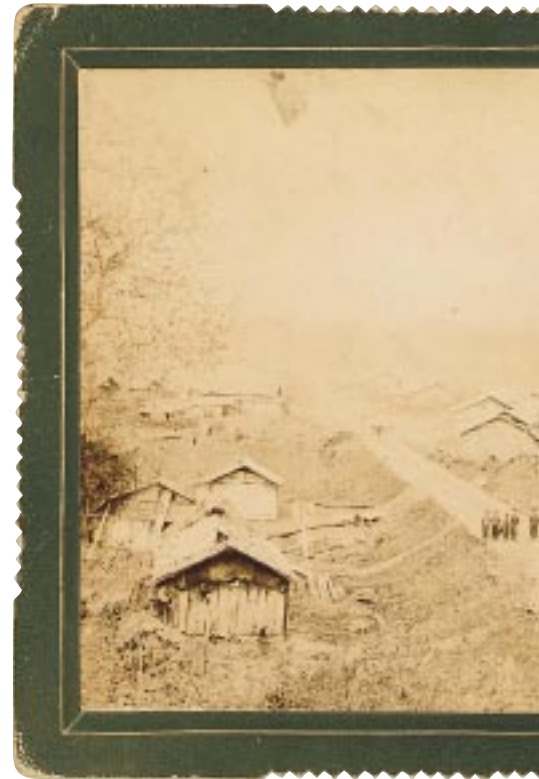
平成17年3月31日  
この日が9回裏である

そのあとには、  
勝負を左右する大きなヤマ場は  
多分来ないだろう…。

…市町村合併とは  
数十年後を見据えた  
21世紀最大の  
まちづくりの選択だ

この是非の判断が  
正念場を迎えている

あなたならどの道を選ぶ？



# あなたならどう考える？

**特集**

# 合併



上：明治39（1906）年の芽室市街地  
（現在の元町の一部～東から西を臨む）  
左：大正8（1919）年（芽室村役場落成記念～現在地）  
右：昭和初期の駅前通り



## 過去の 芽室の 合併は？

明治12（1879）年、全道が郡区町村に編成され、浦河郡役所、釧路郡役所の管轄を経て、同30（1897）年7月、釧路外12郡役所から河西外6郡が分かれ、郡役所が下帯広村（現帯広市）に置かれ、同年10月、全道に18支庁が置かれて河西支庁と改まり、そして現在の十勝支庁となり、その管轄になりました。

本町は、明治13（1880）年2月、十勝・中川・河西・河東・上川5郡各村戸長役場が大津村に置かれたときにこれに属し、同26（1893）年6月に分かれて河西・河東・上川各村戸長役場が下帯広村に置かれてこれに属し、同33（1900）年7月15日芽室外6か村（西土狩・美蔓・美生・羽帯・人舞・屈足）が分かれて、芽室に戸長役場が置かれ、初めて行政庁所在地となりました。

同36（1903）年6月、上川郡の人舞村（清水）屈足村（新得）が分かれました。同39（1906）年4月、2級町村制が施行されて本町の自治組織が確立されました。

その後、大正4（1915）年4月、河西郡伏古村廃置分合の結果、その一部が本町に編入され、同8（1919）年4月、1級町村制となりました。

同10（1921）年4月、本町の一部を割いて2級町村御影村が独立し、昭和17（1942）年5月には待望の町制となり、戦後の混乱期を苦しい財政事情の中、教育施設の充実を図りました。

同33（1958）年4月には上芽室地区が本町に編入されました。

（『芽室町百年史』第3編「行政と財政」  
第1章「行政」83ページから抜粋）

# するなら？

# しないなら？

# 合併するならば

ふるさと

故郷の名が消えるかもしれない?!  
そのとき、あなたは何を思う。



北海道が示した芽室町に関する合併パターン（形態）は、帯広市・音更町・幕別町・芽室町 新得町・清水町・芽室町の2種類です。合併には大きく「編入」と「新設」の2種類がありますが、前者の場合は人口規模の大きい自治体の名称を引き継ぐケースが多く占め、後者は構成自治体の対等な立場を尊重する意味からも新たな名前を付けるケースが多いようです。

「合併する」方針を選択した場合、あくまでも構成市町との協議により、新自治体名が決定することになりますが、芽室の名前が残る可能性は非常に少ないことが予想されます。むしろ、合併に合わせて「芽室」の名前が消える可能性が高いといっても過言ではないでしょう。

参考までに昭和60年以降の道外の合併事例の中から、新たな自治体名が誕生した例を紹介しましょう（いずれも新設合併）。

あきる野市（東京都）～秋川市・五日市町

さいたま市（埼玉県）～浦和市・大宮市・与野市

さぬき市（香川県）～津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町

『芽室』  
めむろ

の

『な名』が消える？

# 合併の 主な特例制度

合併特例法は平成17年3月末までに行われた市町村合併について適用されるもので、財政措置や諸制度の主な特例は次のとおりです。

## 地方交付税額の算定の特例

地方交付税は地方公共団体へ、その財源不足額に応じて交付されるもので、本来なら合併すると交付額が減ります。しかし、特例法によって合併した年度から10年度間は、合併しなかった場合と同様に算定されます（11年度以降は5年間で段階的に増加額を縮減）。

## 地方債の特例（合併特例債）

合併に際しては、必ず新市町村の建設計画を策定することになります。この計画に基づく事業、または基金の積立で特に必要と認められるものは地方債を充当できます（合併した年度から10年間）。

## 合併重点支援地域における特例事業

合併前に関係市町村が広域的に行う公共施設の整備事業、都道府県が行う市町村間の道路、橋などの交通基盤施設整備事業に対して地方財政措置が講じられます。

## 地方税に関する特例

合併市町村は、合併した年度およびこれに続く5年度間は、課税免除または不均一課税をすることができます。

## 市となるべき要因の特例

平成16年3月末までに合併する場合に限り、人口3万人以上で市制に移行でき、人口以外の要件は不要になります。（平成16年4月以降は人口4万人）。

## 議員の定数・在任に関する特例

新設の場合、合併によって議員の定数が減ることになりますが、編入の場合は当面の間の緩和措置として、議員定数の増加（選挙を実施）、あるいは合併前の議員の任期終了までの在任、どちらかの特例を活用できます。

## 一部事務組合等に関する特例

合併によって一部事務組合または広域連合の構成団体のうち、1団体以外は廃止されることになる場合、関係地方公共団体が協議して合併後も存続させることができます。

## 日本の 過去の 合併劇

### 明治の大合併

近代的地方自治制度である「市制町村制」の施行に伴い、行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理）に合った規模と自治体としての町村の単位（江戸時代から引き継がれた自然集落）との隔たりをなくすために、町村合併標準提示（明治21年6月13日・内務大臣訓令第352号）に基づき、約300～500戸を標準規模として全国的に行われた。

結果として、町村数は約5分の1に減少した<71,314（明治21年末） 15,820（明治22年末）>

### 昭和の大合併

戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村のものとなされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされた。昭和28年の町村合併促進法（第3条「町村はおおむね、8,000人以上の住民を有するのを標準」）およびこれに続く昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少することをめど」とする町村合併促進基本計画（昭和28年10月30日・閣議決定）の達成を図ったもの。

約8,000人という数字は新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口。

昭和28年～36年までに市町村数は約3分の1に減少した。<10,520（昭和20年） 3,472（昭和36年）>。なお、平成14年4月の市町村数は3,218。

# 合併しないなら

## 私たちの生活は

### 産業・福祉・教育など

町独自の行政サービスは  
全般的に厳選かつ

縮小することを余儀なくされます。

合併しても、財政事情が厳しいことには変わりはありませんが、合併しない場合は国からの特例支援がないため、文字どおり「自主・自立」の財政運営に直面することになります。

産業・福祉・教育分野などでの個別事業も今まで以上に厳選し、縮小せざるを得なくなることは避けられません。

また、町では、独自に様々な補助事業を行っていますが、今後はこれらについても次第に困難になることが予想されます。

### 公営住宅

建替計画の見直しが懸念されます。

財政事情の悪化により、建替計画が縮小または見直され、老朽化した住宅の建設の先送りなど、現在の計画どおりには進まないことが予想されます。

### 国民健康保険

国保税の値上げが懸念されます。

加入者が少ないため、医療費の増加に伴う国保税の負担増が予想されます。

### 保育料

保育料の値上げが懸念されます。

財政状況によっては、保育料の負担増が考えられます。

# 私たちの『仕事』

合併しなければ  
町の財政事情は急激に悪化するだろう。  
名実ともに自主自立時代が到来する。

# こう変わるだろう。

生活に密接な幾つかのテーマを例示し、想定される事柄や考え方のポイントを掲載しました。  
詳しくはすまいる9月号と同時に配布する別冊『(仮称)合併情報』で公表します。

## 道路

きめ細かな整備が  
困難になります。

大幅な国からの財政支援の削減により、経費の抑制に迫られ、きめ細かな対応ができなく、最低限必要な除排雪、道路整備・補修となることが考えられます。

## ごみ処理

収集場所の集約、収集回数の減少が懸念されます。  
従来に増して、限られた経費で効果的なごみ収集を行わなければならなくなり、現在のごみ排出場所を集約したり、収集回数を減少したりすることが予想されます。

## 介護保険

サービス不足・保険料増が懸念されます。

### 介護サービス

介護サービス利用者の増加によっては、現行の事業所数での在宅などのサービス提供に不足が生じる恐れがあります。

### 介護保険料

施設の新設や介護療養型医療施設への入所者の増加など、特に高齢化に伴い施設介護サービスの利用増が予想され、介護保険料が負担増となることが考えられます。

## 公立芽室病院

町からの資金繰入が  
厳しくなります。

町の一般会計から病院に対する財政支援が厳しくなり、よりいっそうの経営基盤の強化が求められます。

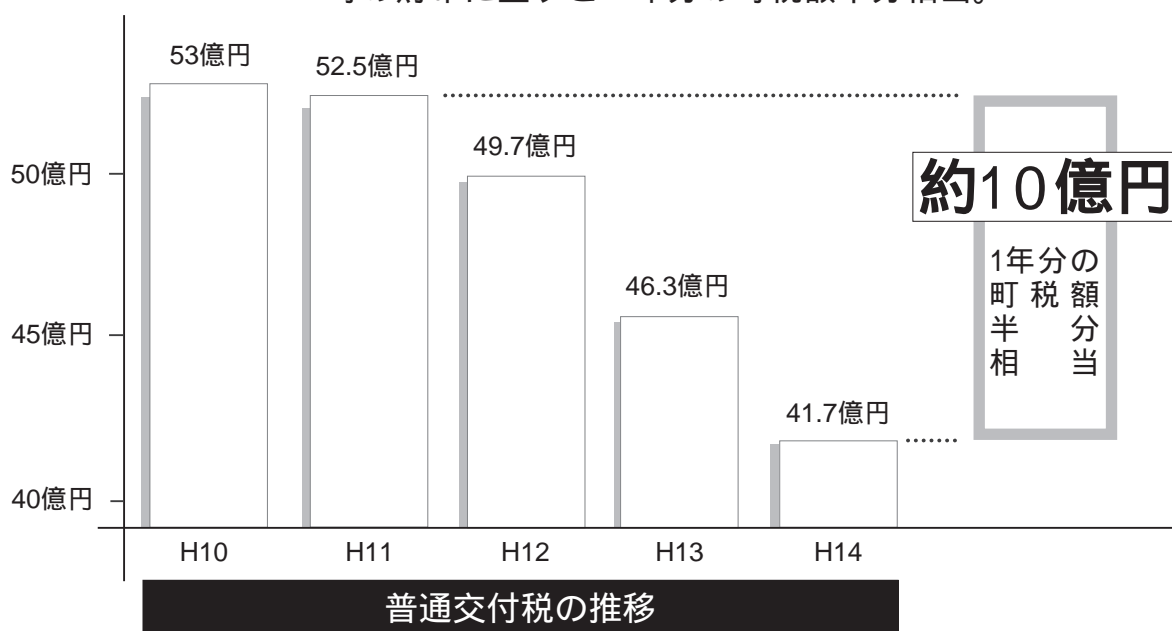
# が厳選される。

# 合併問わす...。

## 町をサラリーマンに例えると

3年間で10%の給料ダウン

国の交付金はすでに3年で約10億円の減（H11～14実績）、町の財布に直すと1年分の町税額半分相当。



私たちの『負担』は  
ふたん  
必ず増える。

## 今後の進め方

町では、これまで「市町村合併」の話題について、平成11年3月号を皮切りに延べ13回にわたり広報してきました。

内容は、合併論が浮上した背景をはじめ、そのしくみや国・道が示すメリット・デメリット、青年会議所と町との情報交換の様子などについてです。

また、これに平行して平成13年2月には庁内に「市町村合併研究会」を、今年5月には「合併検討委員会」を設置し、検討経過の要旨を公表してきました。

「市町村合併」は町の将来を左右する大きな問題であり、慎重かつ正確に分かりやすく情報提供すべき重要な事項です。しかし、合併後の財政支援を受けるには、逆算すると平成15年3月をめどに芽室町の正式な方針を決定する必要に迫られています。そのため、私たちの生活に密接な事項（ごみ有料化・除雪体制・道路整備・学校統合など）がどのように変わるのかをまとめた、具体的な合併判断情報を小冊子にまとめ「すまいる9月号（9月12日発行）」と同時に別冊でお届けする予定です。

小冊子完成後は、9月中旬から10月末にかけて、地域別住民説明会の開催をはじめ、各種団体や町民の皆さんとの意見交換会を実施する予定です。

町の行方を決定する重要な課題です。一人でも多くの町民の皆さんと論議をしたいと考えています。多数お集まりくださいませよう、あらかじめお知らせします。

担当：企画調整課企画調整係（内線222）

**芽**室町の年間予算は約105億円（平成14年度一般会計当初予算）です。そのうち地方交付税と呼ばれる国からの助成金（使い道を指定しない市町村への交付金）は、約40%を占めています。

**左**のグラフの推移からわかるように、町の収入の大半を占める地方交付税は、すでにこの3年間で約10億円が減額され、今後もこの流れは、さらに進む見通しにあります。

**そ**もそも、市町村合併の背景にある大きな要因のひとつに、国と地方の財政難が挙げられます。現時点では、国と地方を合わせた借金（長期債務残高）は約693兆円にも達し、そのうち地方が抱える借金は195兆円を超えるほどです。

**合**併した場合、確かに国からの財政支援はありますが、これも最大10年を見据えた期限付きの措置でしかありません。合併する・しない、どちらを選択するにしても、町の財政事情は厳しくなることは紛れもない事実です。

## 合併の是非の判断を下す 正念場はこの1年！！

### 迫る合併特例法の有効期限

これまでの合併の例では、準備期間を経て合併に至るまでに約3年、総務省の作成したマニュアルでは約2年かかると言われています。当面の財政支援措置が含まれている合併特例法の有効期限は平成17年3月。

これから逆算すると、今年度いっぱい合併するか否かの決断を下す「待ったなし」の最終ラインと言えます。

今後早急に、具体的な踏み込んだ論議に移行し、市町村合併という新たなまちづくりの手段を見据えながら、皆さんと検討し決断する必要があります。

合併問わず、国からの財政支援は今や期待できない状況です。従来と比べて遅かれ早かれ、町の予算は確実に減少します。この背景を受け止めながら、今後、どの方向に町が進むべきか決断する時期が、まさに今なのです。